

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 31 年度
計 画 主 体	岩沼市

岩沼市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 岩沼市市民経済部農政課
所在地 宮城県岩沼市桜一丁目 6 番 20 号
電話番号 0223-22-1111
F A X 番号 0223-22-1264
メールアドレス nousei@city.iwanuma.miyagi.jp

1.対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、カルガモ、カラス（ハシブトガラス・ハシボソガラス）、ドバト、キジバト、タヌキ、ツキノワグマ
計画期間	平成 31 年度～平成 33 年度
対象地域	岩沼市

2.鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状（平成 29 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	野菜、水稲、果樹、豆類等	被害金額：7,232 千円 被害面積：279.2a
ハクビシン	野菜、豆類	被害金額：117 千円 被害面積：16.0a
カルガモ	水稲	被害金額：208 千円 被害面積：21.0a
カラス	野菜、水稲、果樹	被害金額：158 千円 被害面積：14.2a
ドバト、 キジバト	水稲	被害金額：59 千円 被害面積：6.0a
タヌキ	-	被害金額：0 千円 被害面積：0.0a
ツキノワグマ	-	被害金額：0 千円 被害面積：0.0a

(2)被害の傾向

○イノシシ 山間部等の地域を中心に農作物の被害が増加傾向にある。被害の発生時としては、主に 5 月頃のタケノコ等をはじめ、8 月下旬から 9 月上旬には稲刈り前の水稲への踏み荒らし、11 月から 3 月頃の冬期における畑作物への被害がある。
○ハクビシン 市内全域で出没が確認されており、野菜等の収穫前に被害に遭うことが多い。
○カルガモ、カラス、ドバト、キジバト

市内全域で出没が確認されており、水稻や野菜等への被害がある。
○タヌキ 市内全域で出没が確認されているが、農作物への被害は確認できていない（自家消費等を除く）。
○ツキノワグマ 山間部に近い農地等での出没が確認されているが、農作物への被害は確認できていない（自家消費等を除く）。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（平成 33 年度）
イノシシ	被害金額：7,232 千円 被害面積：279.2a	被害金額：6,509 千円 被害面積：251.3a
ハクビシン	被害金額：117 千円 被害面積：16.0a	被害金額：105 千円 被害面積：14.4a
カルガモ	被害金額：208 千円 被害面積：21.0a	被害金額：187 千円 被害面積：18.9a
カラス	被害金額：158 千円 被害面積：14.2a	被害金額：142 千円 被害面積：12.8a
ドバト、 キジバト	被害金額：59 千円 被害面積：6.0a	被害金額：53 千円 被害面積：5.4a
タヌキ	被害金額：0 千円 被害面積：0.0a	被害金額：0 千円 被害面積：0.0a
ツキノワグマ	被害金額：0 千円 被害面積：0.0a	被害金額：0 千円 被害面積：0.0a

※目標値は、現状値の 1 割減に設定。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>岩沼市農作物有害鳥獣対策協議会を中心に、主に以下の被害防止対策を実施。</p> <p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機器の貸出 ・狩猟免許の取得助成 ・捕獲に応じた捕獲活動経 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲活動については、岩沼市鳥獣被害対策実施隊を中心に行っていたが、隊員の高齢化による担い手不足が懸念されることから、後継者の育成が急務となる。

	<p>費の補助</p> <p>○ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機器の貸出 <p>○カルガモ、カラス、ドバト、キジバト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩沼市鳥獣被害対策実施隊による春・秋の予察捕獲の実施 <p>○獣類全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害獣撃退装置の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害地域が拡大傾向にあることから、捕獲活動の広範囲化及び活発化を図っていくことが必要となる。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合支援事業を活用した侵入防止柵（電気柵）の整備（約 3.4km）。 ・廃棄野菜や放任果樹等の管理及び周辺環境の整備（草刈り等）の徹底を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵（電気柵）を整備した地域外への被害が増加傾向にあることから、整備地域外においても地域住民の合意形成を行いながら、対策を実施していくことが必要となる。

(5)今後の取組方針

<p>○鳥類については、予察捕獲活動を継続的に実施する。イノシシ等については、捕獲機器の整備推進による捕獲活動の強化を図る。</p> <p>○農作物の被害状況調査を実施し、被害の実態を把握するとともに、被害防止の意識啓発を含めた被害防止対策の普及を行う。また、必要に応じて侵入防止柵（電気柵）等の整備を検討する。</p> <p>○岩沼市鳥獣被害対策実施隊の高齢化が進んでいることから、狩猟免許の取得助成等の支援により、担い手の確保に努める。</p>
--

3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

<p>イノシシについては、第 12 次宮城県鳥獣保護管理事業計画に基づき、宮城県猟友会岩沼支部及び岩沼市鳥獣被害対策実施隊と協力・連携をしながら捕獲を実施していく。</p> <p>その他の有害鳥獣については、自主的な被害防止対策を講じても被害等が防止されず、捕獲の必要性が認められる場合において、岩沼市鳥獣被害対策実施隊に対し、捕獲を依頼し対応する。</p>

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 年度 ～ 平成 33 年度	イノシシ ハクビシン カルガモ カラス ドバト キジバト タヌキ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機器の貸出 ・捕獲に応じた捕獲活動経費の助成 ・担い手の確保へ向けた狩猟免許取得に係る助成 ・害獣撃退装置の貸出

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>市内のイノシシの捕獲実績については、平成 27 年度が 25 頭、平成 28 年度が 77 頭、平成 29 年度が 92 頭と増加傾向となっている。また、被害報告や目撃情報等についても同様の傾向にあることから、今後も個体数の増加が推測される。</p> <p>その他の有害鳥獣については、近年の捕獲実績及び被害報告並びに目撃情報等を参考に捕獲計画数等を設定する。</p> <p>【平成 29 年度捕獲実績】</p> <p>○イノシシ：92 頭 ○ハクビシン：0 匹 ○カルガモ：104 羽 ○カラス：55 羽 ○ドバト：2 羽 ○キジバト：11 羽 ○タヌキ：0 匹 ○ツキノワグマ：0 頭</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
イノシシ	150 頭	150 頭	150 頭
ハクビシン	2 匹	2 匹	2 匹
カルガモ	100 羽	100 羽	100 羽
カラス	100 羽	100 羽	100 羽

ドバト	30羽	30羽	30羽
キジバト	30羽	30羽	30羽
タヌキ	5匹	5匹	5匹
ツキノワグマ	1頭	1頭	1頭
捕獲等の取組内容			
○イノシシ イノシシ用捕獲機器により、山間部等において通年での捕獲活動を実施する。特に、11月から3月頃の冬期は、山林等にイノシシの餌が少なくなるため、重点的に活動を実施する。また、銃器による捕獲活動も実施する。			
○ハクビシン・タヌキ ハクビシン・タヌキ用捕獲機器の貸出を通年実施する。			
○カルガモ、カラス、ドバト、キジバト 市内全域にて、春（5月）、秋（9月）に銃器による予察捕獲を実施する。			
○ツキノワグマ 人身被害等による捕獲の必要性が認められる場合において、捕獲を実施する。			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4.防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
イノシシ	電気柵：2,200m	電気柵：6,500m	電気柵：6,500m

(2)その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	イノシシ	・対象鳥獣の習性や被害防止対策に関する

～ 平成 33 年度	ハクビシン カルガモ カラス ドバト キジバト タヌキ ツキノワグマ	る普及啓発 ・害獣撃退装置の貸出
---------------	--	---------------------

5.対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩沼市市民経済部農政課	関係機関との連絡調整、情報収集、地域巡回、捕獲許可等を行う。
岩沼市教育委員会	管内教育機関への関連情報の提供、注意喚起等を行う。
宮城県岩沼警察署	地域巡回、緊急時における銃器による捕獲許可等を行う。
町内会	地域住民への関連情報の提供、注意喚起等を行う。
自然保護員	情報収集、地域巡回、被害防止対策の普及啓発等を行う。
岩沼市鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、被害防止対策の普及啓発、有害鳥獣許可に基づく捕獲活動等を行う。

(2)緊急時の連絡体制

<p>①岩沼市市民経済部農政課へ通報（相手方、場所、頭数、状況等の確認）</p> <p>②岩沼市市民経済部農政課より必要に応じて関係機関（岩沼市教育委員会、宮城県岩沼警察署、町内会）に連絡、注意喚起要請</p> <p>③現場確認・対応協議（岩沼市市民経済部農政課、自然保護員、岩沼市鳥獣被害対策実施隊）</p>

6.捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設や、一般廃棄物扱いによる焼却により適正処理する。

7.捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

8.被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	岩沼市農作物有害鳥獣対策協議会
関係機関の名称	役割
岩沼市市民経済部農政課	全体総括、協議会事務局
宮城県猟友会岩沼支部	鳥獣捕獲活動の実施、意見提言
岩沼市農業協同組合	農作物の被害状況把握、情報収集
名取岩沼農業協同組合	農作物の被害状況把握、情報収集
宮城県亙理農業改良普及センター	有害鳥獣による被害防止の技術的指導
宮城県農業共済組合亙理名取支所	農作物の被害状況把握、情報収集
自然保護員	野生動物の保護、防止対策の意見提言
岩沼市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣捕獲活動の実施、意見提言
岩沼市農業委員会事務局	農作物の被害状況把握、情報収集

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県岩沼警察署	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく安全管理指導、助言

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

岩沼市鳥獣被害対策実施隊 12名

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9.その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、関連する情報及び被害防止対策に係る知識の共有に努める。
